省　令

○総務省令第四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　小川　敏夫

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「財団法人日本データ通信協会（昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）」を「一般財団法人日本データ通信協会」に改め、同条第二号中「財団法人日本データ通信協会」を「一般財団法人日本データ通信協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。